

令和5年度第1回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和5年6月23日(金)

ところ 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

令和5年度第1回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和5年6月23日(金)

場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席者 <委員>

酒井利高 鈴木治実

佐野二郎 榎本光宏

<保険者>

松井介護福祉課長

西澤介護保険係長

猿渡介護保険係主任

欠席者 <委員>

柏瀬容子 長谷川富士枝

加藤弘子 深井園子

傍聴者 0名

- 議 題
- (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
 - (2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
 - (3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告・協議)

開 会 午後 2 時 0 0 分

(介護保険係長) それでは、少し定刻前ではあるんですけども、おそろいになりましたので、始めさせていただければと思っております。

まず開会に当たりまして、事務局より 2 点、事務連絡をさせていただきます。

1 点目、欠席委員について、本日は 4 名の方が欠席となっております、柏瀬委員、長谷川委員、加藤委員及び深井委員より欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

2 点目、会議録の作成についてになります。事務局による IC レコーダーの録音方式になっておりますので、お手数ではあるんですが、御自身のお名前を先におっしゃってからの御発言をお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

それでは、酒井委員長、よろしくをお願いいたします。

(酒井委員長) 分かりました。

それでは、小金井市介護保険運営協議会（令和 5 年度第 1 回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会）を開催したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

今日は少数精鋭ということで、いろいろな意見をよろしくお願ひします。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

(介護保険係長) 本日の資料は、次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料 1-1 から資料 3 までの 4 点となっております。お手元に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

資料の確認は以上になります。

(酒井委員長) よろしいですかね。

それでは、資料の順番に沿ってやっていきたいと思ひます。

まず議題（1）総合事業に係る事業所の指定についてということで、事務局から御報告をお願いいたします。これは資料 1-1 に関することですね。

(介護保険係長) はい。介護保険係長です。

それでは、資料 1-1 と資料 1-2 について御説明いたします。総合事業に係る指定事業者の指定について御報告となります。資料 1-1、資料 1-2 を御覧ください。

資料 1-1 については、総合事業の訪問型サービス、そして、資料 1-2 については、通所型サービスを実施する事業所の一覧となっております。

本市の総合事業は、要支援 1 または要支援 2 の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストによりサービスが必要と認められた方が利用できるものとなっております。この中でも、訪問介護及び通所介護について、それぞれ現行相当サービスと市基準サービスに分かれておりますが、このうち現行相当サービスは以前の制度の介護予防の訪問介護や通所介護と同水準のサービス内容となっており、一方で、市基準サービスは現行相当サービスよりも緩和した市独自基準のサービス内容となっております。

総合事業の指定につきましては、市が指定を行っておりまして、令和 5 年 6 月 1 日現在の最新の指定状況が資料 1-1 及び資料 1-2 のとおりとなっております。

資料 1-1、訪問介護における事業所のうち、市内事業所の数というのは、市基準サービスが 16 か所、現行相当サービスが 18 か所となっております。続いて、資料 1-2 の通所介護における事業所のうち、市内事業所の数は、市基準サービスが 20 か所、現行相当サービスが 22 か所となっており、以前の報告の際から大きく増減はございませんが、こちらの内容で報告とさせていただきます。

事務局からは以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。

総合支援事業を実施してくれる事業所の一覧ですけれども、その中で、特に市基準、緩和型について、今、報告がありましたが、これは特に大きな変化はないということですから、よろしいですか。

それでは、資料 1-1、資料 1-2 に関しましては、報告ということで承っております。

それでは、今度は(2)市外地域密着型サービス事業所の指定についてということで、事務局からお願いいたします。

(介護保険係長) 続いて、資料 2 です。市外地域密着型サービス事業所の指定について、御報告をいたします。資料 2 を御覧ください。

地域密着型サービスにつきましては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。また、介護保険法の規定によっ

て、地域密着型サービスの指定有効期間は6年となっております。

指定更新について、まず御説明いたします。

地域密着型通所介護は2件、指定更新となっております。ページでいいますと、1ページ、2ページがデイサービス国立さくら亭、こちらが国立市になります。3ページ、4ページがデイサービス国分寺さくら亭、こちらが国分寺市となっております。指定更新に際しまして、書面での審査を行いました。人員基準等の問題はありませんでした。

また、運営状況につきましては、事業所所在地の保険者に確認したところ、苦情や大きな事故等の問題はないとのことでした。

続きまして、新規指定ですが、他市の事業所で新規の指定を行った事業所はございませんでした。

報告は以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、議題(2)について、今、御報告がありました。いずれも市外の事業者でありますけれども、この資料等を御覧になって、御質問とか御意見は何かございますでしょうか。

私から二、三点質問なんですけれども、この事業者さんをネットで見ると、機能訓練とか、生活リハビリを中心にやっていますとうたい文句が出ているんですが、スタッフを見ると非常勤の機能訓練指導員が1名だけということ、その実情はどんなものかということとか、調査をやられているわけではないから、難しいでしょうけど。

あと、事業所の規模は、多分30平米で小さい形で、ほかの併設施設のケアプランセンターがあるくらいで、ここに宿泊サービスの実施の有無がありと書いてあるんです。その辺でどういう形の宿泊サービスを提供されているのかということ。あと、入浴サービスもやっておられるということなんですが、ここは30だから、ちょっとイメージが湧かないんだけど、かなり小さな事業所で、どういう形でやっていらっしゃるのかだけちょっと伺いたいと思います。その3点です。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

まず1点目です。基本訓練がうたい文句というところで、こちらにいただいた書類でも、機能訓練指導員は非常勤の方がそれぞれ1人ずつ配置されて

おりまして、一応基準上だと、機能訓練指導員は毎日いなくてもよいことになっておりまして、非常勤で1人ずつ確保していただければというところになっております。

でも、あくまでも主体的に機能訓練を行っていただくのは、機能訓練指導員という役職の職員が行うんですけれども、その方を中心に通常の介護職員も一緒になって機能訓練を行っていただいているものと、こちらでは把握しております。

それから、宿泊サービスもやっているというところでなんですけれども、確かに届出が出ておりまして、こちらはいずれも定員10人ずつの小さな事業所ではあるんですが、10人全員が宿泊サービスを使うかという、そうでもなくても、非常に困ったとき、今日は家に限らず、預かってくれないかとか、レスパイト的な面もあって、定員としては個室一つだけになっています。

(酒井委員長) 個室でやっているんですね。あるんですね。

(介護保険係主任) そうなんです。個室が一つあるので、そこで定員1人、いざというときに使うという形態をとっているかと思われま。

あと、入浴のサービスです。こちらもお風呂は確認していて、入浴サービスは介護のケアの中でも一番時間が割かれるところではあるんですけれども、こちらの事業者さんのホームページなどを見たり、あと、人員配置を確認しても、結構充実した配置をされておりまして、そのおかげで入浴も滞りなく対応できているんだらうかと、これはちょっと推測も入りますが、そういったところでございます。

(酒井委員長) ということは、事業所スペースの31平米以外に、今、言った入浴とか、食事の関係とか、あと宿泊用の個室とか、そういう装備を持っていらっしゃるという解釈でよろしいんですね。

(介護保険係主任) そうですね。一応お届け自体は、合計31.18平米の中に全てありますと書いてあります。

(酒井委員長) 31平米は10畳ぐらいしかないもので、そこにお風呂の設備とか、いろいろと入れたら、日中活動をやるスペースがほとんどなくなってしまいます。

(介護保険係主任) そうですね。失礼いたしました。ちょっと訂正させてい

ただくんですけれども、31平米は食堂と機能訓練室のみに限ってということでした。大変失礼しました。

(酒井委員長)なるほど。では、それ以外にちゃんとあるということですね。

(介護保険係主任)そうですね。

(酒井委員長)分かりました。

ほかにはよろしいでしょうかね。

それでは、資料2の市外の事業所の指定について、これも一応市外事業所ですので、報告を了承したというふうにしたいと思います。

次に、資料3の関係に移ります。(3)市内地域密着型サービス事業所の指定についてでございます。これは協議事項になります。

それでは、事務局、お願いいたします。

(介護保険係長)それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定について御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず指定の更新についてです。件数は4件で、いずれの事業所も前回の指定から6年を経過したため、事業所の指定更新の手続を行ったところとなります。内訳としまして、地域密着型通所介護が2事業所、認知症対応型共同生活介護が1事業所、看護小規模多機能型居宅介護が1事業所となります。

細かく行きますと、一つ目の事業所、デイサービス4ひきのねこですが、こちらはページでいうと、1ページから2ページになりまして、サービス種別は地域密着型通所介護事業所となります。利用定員は1日10名となっております。

二つ目の事業所です。医療法人社団功優会、通所介護デイサロンラルゴでございます。ページでいいますと、3ページ、4ページとなっております。サービス種別は地域密着型通所介護事業所となっております。利用定員は18名となっております。

三つ目の事業所は、花物語こがねいナースィングとなります。ページでいいますと、5ページ、6ページとなります。サービス種別は認知症対応型共同生活介護となり、利用定員は18名となっております。

四つ目の事業所は、花織こがねいとなりまして、ページ数でいいますと、7ページ、8ページとなります。サービス種別は、看護小規模多機能型居宅介護となりまして、利用定員は29名となっております。

こちらの四つの事業所の指定更新に当たりましては、事業所の指導検査を実施しましたが、実施方法としまして、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているような時期でもありましたので、介護記録等を提出していただきまして、書面での検査といたしました。指導検査の結果、軽微な指摘事項はありましたけれども、その後、改善報告書を提出いただきまして、適正な事業運営がなされていると判断したため、指定更新を認めたものとなっております。

以上、四つの事業所につきましては、今後、運営を行っていくに当たりまして、適正な運営が継続できると判断しまして、指定更新の手続を行いましたので、御報告させていただきます。

なお、令和4年度の事例としまして、介護保険法第78条の7に基づく監査を1件実施しましたので、こちらで御報告させていただきます。

監査の内容としましては、事業所の職員から市に対して内部通報があったことを受けて、要確認情報に基づき、実地指導よりも厳密に事実解明を行う監査という位置づけで事業所への調査を行ったものとなります。

内部通報の内容としましては、介護職員が人員基準よりも不足しているということであったため、当該事業所に対して、おおむね過去1年間の勤務実績の確認や施設長等へのヒアリングを実施いたしました。その結果、監査実施月の前月を含む3か月間において、介護職員の人数が人員基準を満たしておらず、人員基準違反となっていたことが確認されました。一方で、それ以前の月においては、違反は認められず、また、監査実施月においては、基準を満たす人員配置がなされたことを確認しましたので、行政上の措置は行わず、運営基準の遵守について改善を要する旨を文書で通知することといたしました。その後、当該事業所に対しては、おおむね6か月間、継続して人員体制の確認を市で実施しております。

また、人員基準違反となった場合には、介護報酬が一定割合減算となりますが、当該事業所においては減算を適切に実施しておりまして、不正な請求は認められませんでした。

市としましては、こういった事態を踏まえまして、ほかの地域密着型サービス事業所においても人員基準が守られているか確認するため、人員基準のチェックリストを作成しまして、全ての地域密着型サービス事業所において、

再度人員基準について理解を深めるよう周知をさせていただいたところです。今後とも運営基準の遵守について、事業所に対しては、適切に指導してまいりたいと思っております。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

あと、新規指定の本町けやきの杜については、この後ですか。

(介護保険係長) 一旦、指定更新をお願いします。

(酒井委員長) 分かりました。最後の協議ということですね。

(介護保険係長) はい。

(酒井委員長) それでは、前半で指定更新ということで、四つの事業所の関係です。これはこの席で何年か前にやっているものです。その後の更新ということになります。

それと、今、事務局から御報告のあった人員基準の不足の問題があったのでということで、今後、チェックリストを地域密着型の全事業所に出して、遵守をしていただくということでもございましたけれども、皆様から何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。何でもよろしいんですけれども、いいですか。

私から1点だけ、4ひきのねこですけれども、2ページの病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携の有無ということで、なしになっているんですが、これはつまりそれぞれの利用者さんがかかりつけ医などがきちっとおられて、組織的にはきちりやらなくてもいいという認識でやられているのか、あまり積極的ではないのか、それはちょっとよく分かりませんが、一般にお金を払っているかどうかは別にしても、連携医療機関という形でやっているところが多いと思いますが、この辺はどうなんですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

おっしゃるとおり、連携施設を決めて、そこでもって一定のお客さんは診てもらおうというスタイルが一般的ではあるんですけれども、こちらは、今、委員長がおっしゃったとおりで、個別のお客さんはそれぞれ主治医があって、そこの関係がもう構築されておりまして、かつ、その情報を施設のほうでもキャッチできていると、そういった場合は連携しなくても問題ありませんので、どちらかという、後者のパターンかと思われま。

(酒井委員長) そういう形なんですね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) 分かりました。4ひきのねことというのは、地域密着型のサロン型の事業所のようなですね。

あと、花物語こがねいナーシングは、事業所が一緒ですね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) あとは、皆様からよろしいでしょうか。

あと、人員基準の問題ではいかがですか。

(榎本委員) つきみの園の榎本です。

報告ありがとうございました。承りました。

人員基準を満たさなくなってしまったというところで、把握はもちろんされていらっしゃると思うのですが、今、結果的にそうなったという形のお話だったかなと思いますけれども、退職が相次いでということだったんですかね。やむを得ずなくなってしまったという形で、確認だったということではないんですかね。

(介護保険係主任) おっしゃるとおり、退職が相次いだことによって、このところの確保ができずに、配置のところを割ってしまったということになっております。

(榎本委員) 今回、コロナの絡みで、前に市役所さんからも各事業所に文書をいただきましたけれども、コロナで休まないといけなくなってしまった方々については、今までだったらコロナだからしょうがない、特例ですという形で扱っていたものが、そうではなくなりましたという形で市からいただいたんですが、そういうものとはまた違ってという形だったんですか。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

おっしゃるとおり、従前は、特にコロナが5類に移行する前は、コロナなどの体調不良があった場合、職員が欠席した場合、そこは人員基準に含めなくてよいという特例がありまして、こちらの施設の監査を実施させていただいたときも、そこの部分については、こちらも把握した上で調べておりました。なので、例えばほかの月ですと、1日、2日、職員さんが足りない月はあったのですが、その特例を適用して、その月は人員基準を満たしていたという解釈をとった月もあったんです。

ただ、今回対象となった数か月間の人員基準違反のところは、全く職員が欠けておまして、新規に採用をできていなかったという部分が大きくありましたので、そうなると、コロナの感染症によって体調不良でというところは適用できず、こういった形になったと聞いております。

(榎本委員) 分かりました。

(酒井委員長) 内部通報でこれが出たというのは、あんまりよろしくないよね。普通だと、やはり事業所の中で、現場の担当者が中でやって、上司が市に報告するとか、相談するとか、ただ、そういうこともしないで、自分たちで給付請求は減算しながらやっていたわけですよ。だから、そんなに悪意があるわけではないんでしょうけれども、ただ、ちょっと組織内がうまくいっていないという要素はあるのかもしれないけどね。

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員) 委員の鈴木です。

今のことに関連して、実際、人員基準で人員が満たないといった場合に、もちろん減算をするのは大前提だと思うんですが、事業運営自体、求人が進めばいいですけども、そのめどが立たない場合、極端に言えば、事業を休止するというのが本来の正解というか、それとも減算でいいので、事業を継続していいというのが本来あるべき姿なのか、そこを確認させていただければと思います。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

おっしゃるとおり、減算が続くと、そもそも運営基準にのっとっていないということになりまして、そうすると、継続は難しいのかなとは一般的には思うんですけども、ただ、コロナという特別な状況もありましたので、私どもとしては、都の制度とか、人材派遣の制度などをできるだけ活用していただいたり、グループ会社とか大きな組織でしたら、応援体制を組んでいただいたり、一旦できるところの措置はお願いしたいなと思っております。それでもどうしてもという場合でしたら、その時点で一旦市ですとか、東京都に御相談いただいて、その後の方針を決めていくというところになろうかと思っております。

(酒井委員長) よろしいですか。

そうすると、減算するんだけど、そこでいろいろな対策を事業所さん

がとって、それでもうまくいかない場合には、そこで協議を始めると。一般的だと、例えば定員をちょっと減らして、人員体制が少し少なくてもオーケーとか、そういうこともできるんでしょうけれども、単位自体がもともと小さかったりすると、これ以上縮小できないという定員の数だったりすると、かなり厳しいわけですね。今回のいろいろな更新とかでも、小規模な事業所さんが幾つもあるから、やはりそういうところはなかなか難しいのかもしれないけれども、全体的に雇用は本当に大変ですね。

どうぞ。

(佐野委員) 委員の佐野です。

例えば人員が満たなくなりそうなケースのときは、予定の段階で相談したほうがいいのか、それとも結果の実績をもって相談したほうがいいのか、どちらなのでしょう。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

基本的には事前に御相談いただきまして、何月から職員が退職する予定がありまして、募集をかけているんですけども、もしかすると埋まらないかもしれないという段階で、一旦御報告をいただければなと思っております。

(佐野委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) その辺のスタンスが事業者さんによってあれなのでしょうね。タイミングなどを含めて、違うんでしょうけれどもね。小金井市さんで、例えば介護保険の事業者さんに市が絡んだりして、求人の面接会みたいなこととか、そういう取組はあるんですか。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

求人関係につきましては、例えば最近やっているものだと、本町けやきの杜、今度、新しくできる場所があるんですけども、ハローワークの関連もありまして、そういったつながりを通じて、市もそこに対して共催という形で一緒に行って、市のホームページとか、チラシの配布とか、そういうところも市で協力させていただいているというケースはございます。

(酒井委員長) やはりあの手この手でやらないとね。

私が関連している法人も、障害者の関係ですけども、ちょっと前にタウンワークにパートさん関係の募集を載せたら、多少反応はあったんです。ハ

ローワークというのはなかなか難しい。きちっと働きたい人はハローワークさんなのかもしれないけれども、タウンワークだと、お金は多少かかりますが、反応があった。でも、来たけれども、3日間ぐらいで辞めたとかね、そういう方もおられたけれども。

でも、どこも人の確保は大変でしょうから、頑張ってくださいと思います。今年度は事業計画の策定期間でもありますから、安定した事業運営の観点から、体制の維持ということで、人員の確保のことなどもぜひ積極的に議論できていったらいいかと思っています。

それでは、今の報告関係はよろしいでしょうかね。

それでは、もう一点、新規の指定で、グループホーム本町けやきの杜の御説明をお願いいたします。

(介護保険係長) 続きまして、新規事業所の指定になります。ページでいきますと、9ページからになります。

認知症対応型共同生活介護事業所が1事業所です。

事業所の名称は、グループホーム本町けやきの杜となりまして、令和5年8月に特別養護老人ホームと併設して開設となりますので、新規指定の御承認をいただきたく、御審議のほどをお願いいたします。

所在地は小金井市本町4-7-1となりまして、定員は2ユニットで18人となっております。現在、グループホームは市内に6か所ございますので、7か所目のグループホームになります。

こちらの事業所の運営主体は、社会福祉法人七日会でございます。現在、既に市内で特別養護老人ホームぬく井の杜を運営されております。現在運営されている特別養護老人ホームぬく井の杜につきましては、運営上特段問題はなく、目立った苦情も受けていない状況となっております。

今回の指定に際しまして、指定申請書類の審査はもちろん、現地調査を行いまして、特段大きな問題はなく、人員基準、設備基準等を満たしていることを確認しております。

説明は以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。

特養に併設をした形で、8月に両方同時オープンということでございますが、一応ここは地域密着型の委員会ですので、グループホームのみになります。

すけれども、皆様から何か御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいのですが。

私から1点、聞いておきたいのですが、15ページの運営推進会議というのは、地域密着型ならではというか、地域の代表者、利用者、利用者の家族、包括センター、こういう方たちで会議を設置して、2か月に1回ぐらいやっていますと。実際、こういうことはほかの事業所等もやられていますか。参考までに聞いておきたいのですが。

どうぞ。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

運営推進会議の実施状況ですが、グループホームは基準上年6回ということで、2か月に1回です。こちらはどの事業所も実施はしていただいております。コロナ禍の際は、書面に代えて実施という方法も認められておりましたので、書面を配付して意見を聴取するという手段でやっていたという事業所も多くありました。5月8日以降、5類に移行してからは、原則対面での実施ということになっております。

運営推進会議ですが、早速、私どもも2か所呼びいただいて、実際に参加して、簡単な意見交換ですとか、意見発表などをさせていただいたところがございます。

以上です。

(酒井委員長) ありがとうございます。

グループホームの運営推進会議というのは、義務実施ですか。義務というか、事業者側にとって、やらないと何か問題があるんですか。私が監事をやっている法人さんがグループホームをやっているけれども、やっている印象がないです。個人的なことですみません。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

今までは書面での実施とか、開催しないというのも、コロナ禍の状況を鑑みてということで、一部認められていたケースもあるのですが、ただ、今後はそれが原則できなくなります。

やらないとどういった効果があるかといいますと、基本的にはまず市から指摘・指導が入って、実施してくださいという形になります。私どもは指定更新の際に実地指導を行うわけなんですけれども、そういったところで書面

で指摘されて、改善しないと、最悪指定更新に影響が出るということになる
かもしれません。そういう効果がございます。

(酒井委員長) 分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

これに関連づけて、特養も一緒ですよ。去年6月のときに、全体会で概要の御説明が小金井市からもありましたけれども、これは直接議題とは関係ないんですが、例えば特養の入居者というのは、小金井市民の粹みみたいなものがあるのか、もしくはおおむね法人側で小金井市民にはこのぐらい提供しますとか、そういう話があるのか、実際どうなんですかね。市内に一つ大きいものができる、市民がどさっと入れるというイメージがあるではないですか。待機者も200人を超えているわけですから、ここは民民でつくられた特養ですので、待機者の減少との絡みでいうと、その辺はどうなんですか。

(介護福祉課長) 特別養護老人ホームは広域施設ということで、原則、市内在住に限るという運用は認められていないということになっています。ただ、過去において、市が新設補助という形でさせていただいたりして、複数の市の共同でとか、この市がということがありまして、一定市民の方には有益に働いているところもあるのかなとは思っています。

(酒井委員長) 例えばここに対しては、市が建設費の助成とか、そういうものは一切ないですね。

(介護福祉課長) そういうのは出していないです。

(酒井委員長) そうすると、運営事業者側からすると、特に小金井市の介護福祉課に付度するというか、配慮するといいますか、そういう義務はないわけなんですね。

(介護福祉課長) この施設に関しては、一切ないです。

(酒井委員長) でも実際、その辺で何か市と協議されて、小金井市民はこれぐらいはどうぞとか、そういうことはあるんですか。特にはないですか。

(介護福祉課長) 過去には市民を中心とした利用に配慮いただくことをお願いした施設もあると思います。

(酒井委員長) 今回は特にそういう協定もないので、そうすると、法人側のフリーハンドでやられるということですね。

(介護福祉課長) そのとおりです。特養の話をさせていただくんですけど

も、事業者さんから今回の申込者数をお伺いしております、市民の方の申し込みというのが、事業者さんに公表してもいいという許可をいただいているので、数字をお話ししてもいいかなと思うんですが、6月5日現在で申込者数が116名、そのうち小金井市民は63名です。これは特養の話です。

(酒井委員長) 定員は幾つでしたか。

(介護福祉課長) 定員は108です。

(酒井委員長) ちょうどあれなんですね。6割弱ぐらいが小金井市民ということ。そうすると、これで待機者は少し減りますね。

(介護福祉課長) そうですね。

(酒井委員長) これで新規の申請がぼんと出てきたりして、駄目なんですよ。減らないんですよ。予備群さんがいっぱいいらっしゃるからね。

(鈴木委員) どうなんだろう。待機者はいるんですけども、実態のない待機者というか、本当に入居できる対象の方でない待機者的な方も一定数いるような状態です。

(酒井委員長) 要介護3を下回る方とかね。

(鈴木委員) 特養もいつでもお客様が待っているような状態は、今後もしかしたら変わっていくのではないかと何となく感じるところです。

(酒井委員長) ここは特養の議論の場ではないんですけども、今の特養のことも参考にして、グループホームにつきましてはよろしいですか。

それでは、これについて一応協議だから、皆さんの御承認ということでもよろしいですか。

(「はい」と声あり)

(酒井委員長) ありがとうございます。

結構あっさり終わりましたけれども、事務局さんからは特にいいですか。

(介護保険係長) 本日の議題としましては、以上になります。

(酒井委員長) 分かりました。

それでは、そういうことで、今日は終わって、また、次の全体会とか、計画の委員会がありますね。今月も何かありましたよね。来月ですか。

(介護保険係長) 計画は7月でございます。

(酒井委員長) またそのときによろしく願いいたします。

今日は少数精鋭で、どうもありがとうございました。

閉 会 午後 2 時 4 0 分